

越前町社会福祉協議会 障害者相談支援センター

## 「苦情申出窓口」の設置について

当法人では、社会福祉法第82条の規定に基づき下記のとおり苦情解決責任者、苦情受付担当者および第三者委員を設置し、利用者の皆様からの苦情解決に努めております。

## 記

## 1 苦情解決のための体制 &lt;法人全体&gt;

	氏名	役職	連絡先	備考
苦情解決責任者	富田 得夫	事務局長	0778-34-2388	
苦情受付担当者	辻 美里	主事		
第三者委員	吉田 善男	委員	0778-34-1372	
	江川美智子	委員	0778-32-3065	
	高村 邦裕	委員	0778-37-0113	
	伊部 孝幸	委員	0778-36-1341	

## 2 苦情解決の方法

## (1) 苦情の受付

苦情は、面談、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。  
なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。

## (2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く。）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

## (3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人へ誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。  
なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次のとおり行います。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
- イ 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

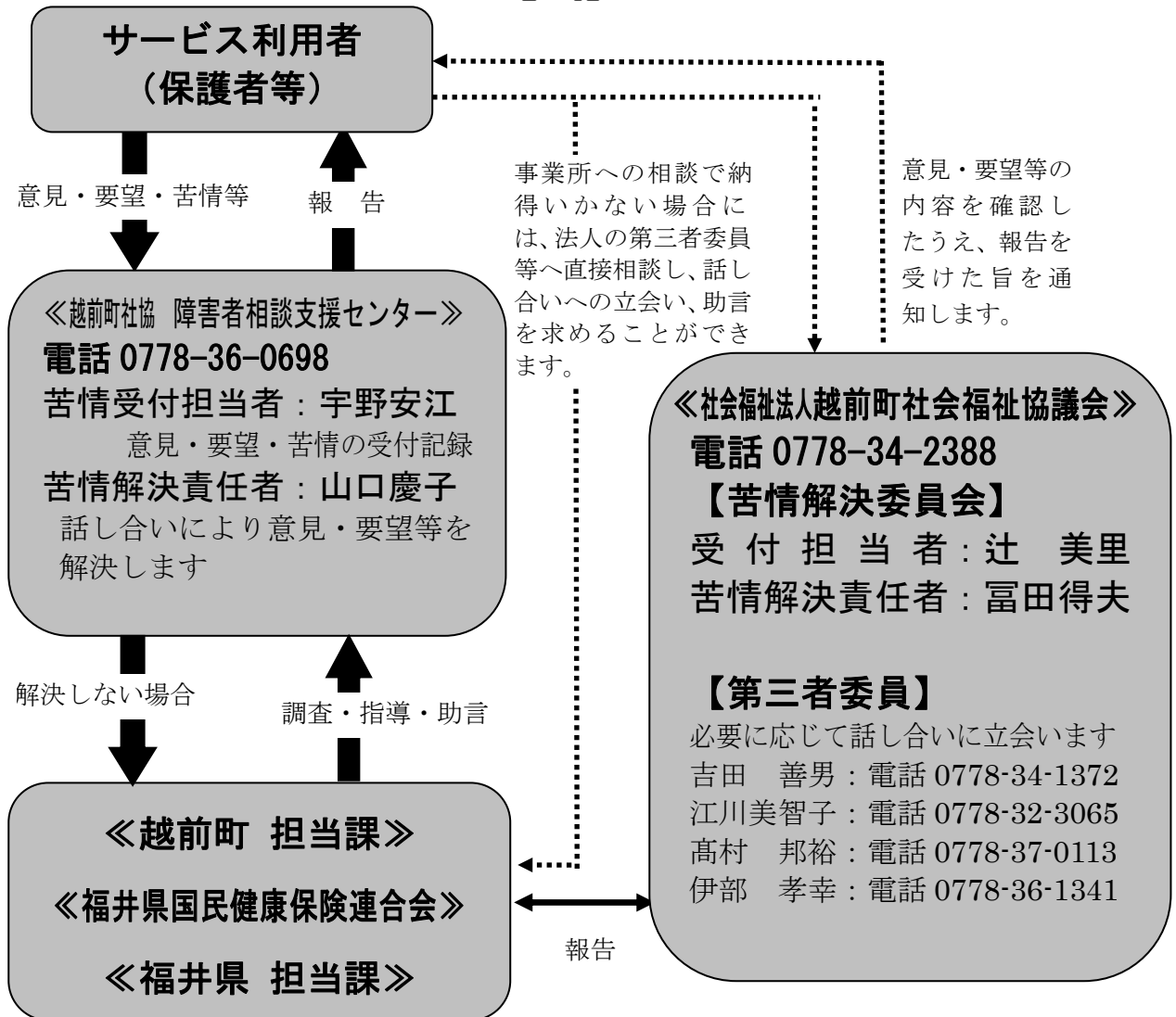
## (4) 他機関での受付

当事業所に直接申し出ることができないまたは、話し合いの結果解決できないなどの苦情は、福井県運営適正化委員会Tel0776-24-2347に申し出ることができます。  
なお、介護保険事業については、越前町介護福祉課 Tel0778-34-8715や福井県国民健康保険団体連合会Tel0776-57-1614にも申し出ることができます。

## 介護事業所における

### ご意見・ご要望（苦情）の解決のための仕組み

法人名 社会福祉法人越前町社会福祉協議会  
事業所 障害者相談支援センター  
住所 丹生郡越前町織田 106-51-1  
電話 0778-36-0698



※ 相談解決の結果（改善事項）は、苦情解決責任者より報告します

※ 以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望（苦情）は、「福井県運営適正化委員会」に申し立てることもできます。

住所 福井市光陽2丁目3-22 福井県社会福祉協議会内  
電話 (0776) 24-2347